

酒税更正請求書の記載要領

- 1 この更正請求書は、国税通則法第 23 条の規定により、酒税の課税標準等又は税額等の更正の請求（保税地域からの引取りに係る酒類に対する酒税の課税標準等又は税額等の更正の請求を除く。）をしようとする場合に使用してください。
- 2 「②更正前申告に係る税額等並びに更正の請求に係る税額等」は、課税期間及び課税年月日の別に「酒税更正請求書次葉（その ）」を作成してください。
- 3 「③更正の請求をする理由」、「④更正の請求をするに至った事情」の各欄は、具体的に記載してください。
- 4 「⑤参考事項」欄には、この請求に関して参考となる事項を記載してください。
- 5 「還付を受けようとする銀行等又はゆうちょ銀行」欄は、銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合には、金融機関名、預貯金の種類及び口座（記号）番号を記載してください。
なお、ゆうちょ銀行の窓口又は郵便局の窓口での受取を希望する場合は、当該店舗名のみ記載してください。
- 6 請求の理由となった事実を証明する書類を添付してください。
- 7 控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

酒税更正請求書次葉（その ）の記載要領

- 1 この様式は、更正の請求をしようとする納税申告書、更正又は決定通知書に記載の期間又は年月日及び申告、更正又は決定の別に作成してください。
なお、この様式に代えて納税申告書を使用しても差し支えありません。
- 2 標題の「(その)」の箇所には、次葉の順号を記載してください。
- 3 「課税期間」欄には、更正の請求をしようとする納税申告、更正又は決定の課税期間（一定の事実が生じた場合に直ちに徴収することとされている賦課課税方式の酒税については、その事実が生じた日）を記載してください。
- 4 「酒類の品目別」欄、「アルコール分別」欄、「発泡性の有無（有の場合○印）」欄、「税率」欄及び「更正の請求の金額」欄には、更正の請求をしようとする課税標準及び税額を記載してください。
- 5 「申告に係る金額等」欄には、請求のもととなる申告の税額等を記載してください。